

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～第3期に向けた取組～

令和8年5月27日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

# 目次

1. 第3期取組方針見直しの考え方	2
2. 減災のための目標及び三本柱の変更点	8
3. 第3期の目標と課題の対応	9
4. 第3期の目標達成に向けた課題	10
5. 第3期の取組項目案	14
6. 第3期取組項目の新規追加・主な変更内容	16

# 1. 第3期取組方針見直しの考え方

## 課題・懸念事項

### 減災対策協議会第2期5か年の課題

- ・進捗率が依然として8割未満にとどまる取組項目が存在

### 近年の災害情勢における懸念事項

- ・能登半島地震により、災害関連死及び複合災害への対応の重要性が顕在化

## 最新の政策動向や災害教訓の反映が必要

### 政策動向や災害教訓等に関する資料等の調査

- ・総力戦で挑む防災・減災プロジェクト
- ・気象業務法及び水防法、災対法等の法改正
- ・防災庁設置準備アドバイザー会議報告書
- ・能登半島地震や豪雨等の検討会提言 等

### 【見直しの方針（1）】

目標に関連するキーワードとして以下を追加/考慮

- 多様な機関との連携推進
- 複合災害への対応
- 災害関連死ゼロに向けた被災者支援の充実

## 内容明確化、達成後は取組の対象外化等による進捗促進が必要

### 第2期における取組み成果の評価

- ・進捗状況（R6調査時点）
- ・水防災意識調査（R7.7実施）結果
- ・取組の主な内容・性質の整理

### 【見直しの方針（2）】

取組の主な内容及び性質を整理

主体の整理及び主体ごとの取組内容精査

## 取組方針

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 利根川上流域の概要と主な課題

4. 減災のための目標
  - ・ハード対策（河川施設整備+ソフト対策のための基盤整備）
  - ・ソフト対策（①避難、②水防、③排水）

目標の見直し

取組項目の見直し

5. 現状の取組状況及び課題

6. 実施する取組

<地域の取組方針>

- ・主な取組項目
- ・課題との対応
- ・目標時期
- ・取組機関

7. フォローアップ  
(毎出水期前に実施)

取組方針（ブロック別計画）の策定

各構成機関の計画へ反映

『「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針』（令和3年5月改定）より

# (参考) 多様な機関との連携推進について

○ 省庁・自治体、民間・個人、学識者・専門家など、多様な主体との連携の推進により、災害対応の円滑化・多角化・高度化が図られている

## 令和7年度プロジェクトの概要「災害対応力強化のための体制強化と多様な主体との連携の推進」

いのちくらしをまもる  
防 災 減 災

○令和7年度防災・減災プロジェクトは、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、**国土交通省としての体制強化及び多様な主体との連携の推進**、そしてそれらを支える**情報収集・共有・提供体制の強化**により、**国土交通分野全体での災害対応力強化を図る**べく、今年度特に充実・強化すべき施策を取りまとめる。

### 国土交通分野全体での災害対応力強化

#### 国土交通省としての体制強化

##### 組織力の強化

迅速に災害対応を行う体制確保のための組織の量的拡充・質の向上

- 「TEC-FORCE予備隊員」制度創設による、専門的な知識を有する民間企業等の人材の国家公務員(非常勤職員)としての被災地派遣
- 過酷な環境下での活動に対応した、必要な人員体制の確保、活動環境等の改善
- 災害時使用資機材を用いた関係機関との訓練実施による、適切な役割分担の確認・対応の実効性向上
- 代替庁舎で災害時優先業務が継続可能な環境構築(本部立上げ訓練、代替庁舎に移動可能な手段確保等)



専門的知識を有する人材を採用しTEC-FORCE予備隊員として被災地へ派遣(イメージ)



大規模津波防災訓練での起重機船によるバックボウ陸揚げ

##### 施設・設備・資機材の強化

災害時の被害軽減、早期復旧のための施設・設備・資機材の強化

- 本省・地整等の防災センターにおける、大規模災害対応に必要なスペース拡充、通信回線容量の強化、電源設備・情報処理設備の冗長化
- 巡視船等の整備による大規模災害発生時における対応体制の強化
- 被災・停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれのある海上保安施設等の耐災害性の強化
- 大規模広域災害に備えた、衛星インターネット装置・モバイル映像伝送装置の全国分散配備



防災センターでの現地映像等の配信環境の増強



巡視船等の整備による大規模災害発生時における対応体制の強化

#### 多様な主体との連携の推進

国土交通省と多様な主体の、それぞれの強みを活かした連携による、災害対応の円滑化・多角化・高度化



##### 省庁・自治体

- 道路啓蒙の実効性を高めるための関係者間の連携強化(道路啓蒙用車両等、訓練等)
- 自衛隊との連携による国交省保有資機材等の活用強化(自衛隊による車両・資機材輸送)
- 国の支援による、井戸所有者とも連携した自治体の災害時地下水活用の促進



自衛隊掃排艇による国交省資機材の輸送訓練



##### 民間・個人

- エリア内エネルギー供給施設に係る民間事業者等との連携を国が支援することによる都市の防災性向上
- 災害対応設備の導入支援を通じた、観光施設・宿泊施設との連携による訪日外国人旅行者等の安全・安心の確保
- 宅地内土砂等の早期撤去に向けたボランティア団体との連携促進



観光案内所での透明翻訳ディスプレイの整備



##### 学識者・専門家

- TEC-FORCEアドバイザー制度創設による学識者との連携強化
- 気象防災アドバイザーと連携した自治体支援の拡充



講話やワークショップを実施する気象防災アドバイザー

#### 災害対応力を最大化するための情報収集・共有・提供体制の強化

自らの組織や資機材等の効果的活用に加え、多様な主体との連携・各主体の活動を支えるための「情報」に係る施策の充実・強化

- 情報の迅速な集約・分析のための、統合災害情報システム(DiMAPS)における被害情報等の集約・共有の半自動化
- 衛星撮影データを用いた浸水箇所・土砂災害箇所等の迅速な把握(夜間・荒天時等でも対応可)
- 港湾における衛星・ドローン・カメラ等を活用した迅速な港湾施設の復旧体制の構築
- 次期静止気象衛星の着実な整備や技術開発の推進による、線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上



次期静止気象衛星の整備推進

※上記は、主な施策について、例示したもので、施策の中には、複数目的にまたがるものもあるが、主目的により分類。 ※取りまとめた施策の進捗状況は、来年度のプロジェクト取りまとめ時にフォローアップし、継続的に取組を推進。

# (参考) 多様な機関との連携推進について

- 平時・災害時の効果的な情報共有等のため、**マスメディア、ローカルメディアなど報道関係機関との連携強化**が求められている

## (参考) 平時からのリスクコミュニケーション

- 的確な避難行動・防災対応に繋げるためには、災害時の防災気象情報の伝達を想定した、水害リスクの把握などの平時からのコミュニケーションの促進が重要。
- あわせて、メディア(報道、ネット、スマホ、アプリ等)との連携により、各種主体が避難行動・防災対応に必要な防災情報を理解して確認できるよう、「伝わる」情報発信を行うことが重要。

<h3>浸水想定区域、ハザードマップ</h3>  <p>オープンデータ整備等により、水害リスク情報の更なる利活用促進を図る</p>	<h3>マイ・タイムライン</h3>  <p>マイ・タイムラインの作成支援により、住民一人ひとりの災害時の時系列行動計画の事前整理・理解を促進</p>	<h3>水防訓練・演習</h3>  <p>多様な関係者が参加し、水防工法に限らず避難支援など様々な防災対応の訓練を実施</p>
<h3>報道機関とのコミュニケーション</h3>  <p>地域メディア連携協議会(石川県の例) 防災気象情報等の警戒情報を円滑に理解し、避難行動・防災対応に繋げるための意見交換の開催</p>	<h3>川の防災情報等による情報提供</h3>  <p>住民に直感で川の情報が分かりやすいよう関連情報を含め川の防災にて配信</p>	<h3>オープンデータ提供サービス</h3>  <p>水位の情報をオープンにして民間企業の技術により利便性の高いアプリを制作</p>

## (参考) 災害時の水害・土砂災害の切迫感の情報伝達

- 発災後は、避難所での生活や、車中泊等、普段の生活と異なり、情報が伝わりにくい状況。
- 様々なメディアとの連携や、普段よりレベルを上げた情報共有等によりリスクを伝えることが重要。
- 危険箇所状況を把握し、分かりやすく伝える、カメラや水位計等の緊急設置の促進が必要。

<h3>記者会見による呼びかけ</h3>  <p>水管理・国土保全局・気象庁が合同で記者会見を開催し、大雨や氾濫に対して厳重な警戒を広く呼びかけ</p>	<h3>危険情報の周知</h3>  <p>輪島市長への土砂災害リスクの共有による支援 災害リスク、および避難を判断するための考え方などのリスク情報を市町村長等へ直接説明し、二次災害への備えを実施</p>	<h3>カメラや水位計等の緊急設置</h3>  <p>地盤沈下等で沿線の治水安全度が低下している状況で現地状況を把握するための機器を設置、公開</p>
<h3>スマートフォンの活用</h3>  <p>デジタル・マイ・タイムライン(左)と緊急速報メール(右)のイメージ リスクコミュニケーションの活性化と防災情報のパーソナライズ化により、適切な情報がスマートフォンに届くようにし、適切な避難行動を促進</p>	<h3>逃げなきゃコールの活用</h3>  <p>親族等による避難の声かけ(人から人)を支援し、住民の避難行動を促す取組みを促進するよう様々な機関と連携し、呼びかけ</p>	<h3>多様なメディアとの連携</h3>  <p>地元新聞社やラジオ会社等、多様なメディアを活用し、周知を実施。地域メディアとして、発災後も生活者が求める情報をきめ細かく提供 北國新聞社 *本写真「能登半島地震1年で北國新聞の特別号を配布」福島マリンタウンの応急仮設住宅(2025年1月) *中写真「避難前に配られた新聞で情報を入手する避難住民」(2024年1月)河北新報社 *右写真「被災者 地元ニュースに關心」(2011年3月)</p>

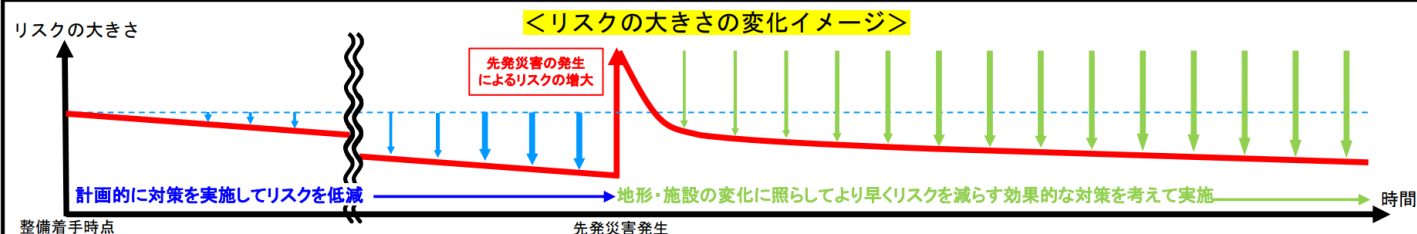
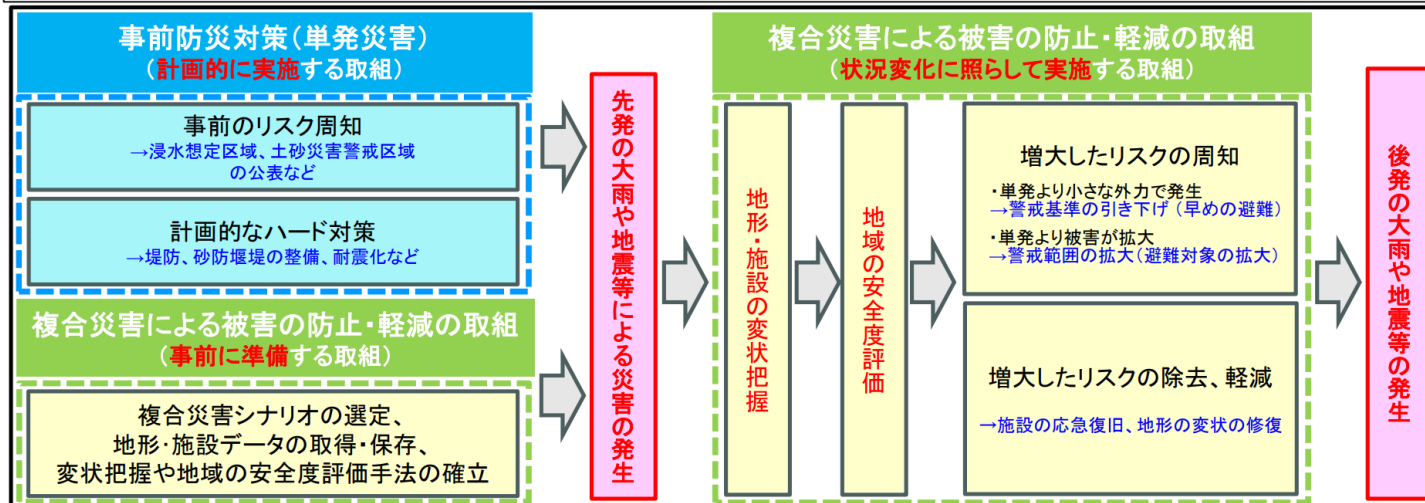
出典: 能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会  
「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について 提言」(令和7年6月)参考資料

# (参考) 複合災害への対応について

- 先発の災害が発生した場合の状況把握、安全度評価や応急対応等により、**複合災害による被害の防止・軽減**が図られている

## 別紙2 複合災害の発生に備えるための先発の自然災害発生後の応急対応の強化（概要）

- 複合災害はその組み合わせが多岐にわたる他、先発災害の影響によって、単発の災害と比べて小さな外力で被害が発生したり、単発の災害と比べて被害が拡大する場合がある。
- このため、複合災害に対しては、**計画的に実施**するハード対策やソフト対策に加えて、被災シナリオの選定や地形データ等を取得する等**事前に準備**するとともに、先発の災害が発生した際には、速やかに地形・施設の変状の把握、地域の安全度評価を行い、**状況変化に照らして実施**する応急対応（増大したリスクの周知による避難の促進や施設の復旧によるリスクの除去など）により、後発の災害による被害を防止・軽減する。



# (参考) 被災者支援の充実について

- 被災者に対する福祉的支援など、**災害関連死の防止に向けて、被災地のニーズを踏まえた被災者支援の充実が必要である**

**災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要** 内閣府(防災)

趣旨 ※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

**改正内容**

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ※災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ※内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ※災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

2) 広域避難の円滑化 ※災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ※災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

4) 防災DX・備蓄の推進 ※災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ※水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づき水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ※災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ※大規模災害復興法

公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日/令和7年7月1日

## 第一章 防災庁の必要性

### 1. 我が国の災害をめぐる状況

- 災害大国である我が国では、この30年間、阪神・淡路大震災、東日本大震災、御嶽山噴火、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震をはじめ、多くの自然災害に直面してきた。
- 近年は、気候変動により、風水害が頻発化・激甚化しており、加えて、今後は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など、甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念される状況にある。
- 特に、今後30年以内の発生確率が80%程度である南海トラフ地震では、最大で死者数が約29.8万人、災害関連死者数は少なくとも約2.6~5.2万人、経済被害は資産等の被害だけでも約225兆円など、まさに国難級とも言うべき被害が想定されている。

(中略)

### 3. 今後の防災行政に必要な機能

(中略)

- 加えて、熊本地震や能登半島地震の教訓を踏まえ、被災者が健康危機や生活困難、社会的孤立に陥ることなく避難生活を送り、災害関連死につなげることがないよう、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人など、ジェンダーや多様性の視点から、被災者支援の全体像を体系的に捉え、避難所という「場所」だけではなく、「人」に着目し、被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の実現が必要である。

出典：防災庁設置準備アドバイザー会議報告書(令和7年6月4日)より抜粋

出典：災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(令和7年法律第51号)

# (参考) 取組の主な内容・性質の整理

○ 57項目の「主な内容」に取り組むべき主体を追加し、各主体に適した取組みの内容を整理したうえで、一部項目について対象を変更した。

○ 57項目について新たに「取組の性質」を整理し、達成した機関は取組対象外とすることとした。(資料2-4)

※達成状況は進捗率 (= (実施済+実施中) / (実施済+実施中+未実施(無回答含む) + 予定なし) ×100) を考慮

## 【取組の性質】

- A：一度達成すれば継続は不要  
⇒ 達成した機関は第3期取組対象外
- B：達成しても継続的に取り組むべきもの(災害時に行うものを含む)  
⇒ 第3期も取組継続
- C：取組対象が多数あり達成度が測りにくいもの  
⇒ 第3期も取組継続

例)	No.	具体的取組	主な内容	取組の性質
5		河川防災ステーションや水防拠点の整備	<b>【国等】 【市区町】</b> ・河川防災ステーションや、緊急避難場所としても活用できる水防拠点の整備	A
			<b>【都県・国等】</b> ・市区町の河川防災ステーションの整備・活用に関する助言 <b>【市区町】</b> ・協議会等の場を活用し、整備した河川防災ステーションに関する情報発信等を実施するとともに、関係機関と情報を共有し円滑な水防活動等、活用方策を検討	B

赤字：第3期変更内容

## 2. 減災のための目標及び三本柱の**変更点**

### ◆ 5年間で達成すべき目標

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、**多機関連携により**、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

※大規模水害 …………… 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ …………… 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化 …… 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

### ◆ 上記目標達成に向けた3本柱の取組

利根川における減災のための目標達成に向け、**河川管理者が実施する「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」、「危機管理型ハード対策」に加え**、以下の**取組**を実施。

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**
- ② 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための**水防活動の取組**
- ③ **災害関連死ゼロも含めた**一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための**排水活動や被災者支援等**の取組

# 3. 第3期の目標と課題の対応

協議会で達成すべき目標

目標達成に向けた3本柱の取組

取組に向けた課題項目

取組事項

多機関連携により

逃げ遅れゼロ

社会経済被害の最小化

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

②洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

③災害関連死ゼロも含めた一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動や被災者支援等の取組

ハード対策  
(国・自治体・鉄道事業者)

ハード対策  
(河川管理者(国))

①情報伝達、避難計画等に関する事項

②水防に関する事項

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

④河川管理施設の整備に関する事項

- C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※
- D) 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知
- E) 避難計画、情報伝達方法等の改善
- F) 企業防災等に関する事項
- G) 広域避難に関する周知及び多機関連携の実施
- H) 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
- I) 住民の行動変容を促すための防災教育や防災知識の普及

- C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※
- J) より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※
- K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用
- L) 二次被害防止のための迅速かつ効率的な応急対策の実効性確保に関する取組み
- M) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施
- N) BCP(業務継続計画)に関する事項
- O) 生活再建及び社会経済活動の回復のための取組み
- P) 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援
- Q) 適切な土地利用の促進

- A) 洪水を河川内で安全に流す対策
- B) 危機管理型ハード対策

赤文字 : 第3期変更内容

橙文字 : ハード対策

緑文字 : ソフト対策

※ : 複数の課題項目に関連する取組事項

## 4. 第3期の目標達成に向けた課題

### 〈目標〉 逃げ遅れゼロ

～逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組～

#### 課題 ①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。
- **住民の行動変容を促すため**、住民等に対する日頃からのリスク情報の周知と、広域避難、立ち退き避難も踏まえた的確な情報伝達の仕組みを構築することが必要である。
- 浸水区域が広大で人口が多いことから、自治体の行政区域を越えた広域的な避難を円滑に進めるための計画や**多機関による連携**体制が必要である。



#### 取組事項

- C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※
- D) 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知
- E) 避難計画、情報伝達方法等の改善
- F) 企業防災等に関する事項
- G) 広域避難**に関する周知及び多機関連携の実施**
- H) 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
- I) **住民の行動変容を促すための**防災教育や防災知識の普及

赤文字：第3期変更内容  
橙文字：ハード対策  
緑文字：ソフト対策  
※：複数の課題項目に関連する取組事項

## 4. 第3期の目標達成に向けた課題

### 〈目標〉 逃げ遅れゼロ

～洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組～

#### 課題 ②水防に関する事項

- 水防計画において、巡視区間は設定されているが、実際の区間が広範囲過ぎたり、人手が内水対応に奪われてしまうなど、巡視できなくなる場合がある。
- 水防活動に関する専門的知識を習得する機会が少なくなり、効果的な訓練や継承方法の確立が必要である。
- 自治体単位では水防資機材の備蓄等が不十分であり、国、都県、市区町での保有状況の情報共有や非常時における相互支援の仕組みを構築していく必要がある。



#### 取組事項

- C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※
- J) より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

赤文字：第3期変更内容  
橙文字：ハード対策  
緑文字：ソフト対策  
※：複数の課題項目に関連する取組事項

## 4. 第3期の目標達成に向けた課題

### 〈目標〉 社会経済被害の最小化

～一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組～

#### 課題 ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・ 広域的な拡散型の浸水、閉鎖域での貯留型の浸水という地域の浸水特性を踏まえた排水方法、施設・資機材の操作・運用方法をとる必要がある。
- ・ 浸水域が広いため、関係する機関、自治体が共同で緊急排水計画(案)を作成する**とともに、同**計画(案)に基づく排水訓練を実施し、効果の向上を図っていく必要がある。
- ・ **複合災害への対応として、応急対策の実効性確保に向けた体制の整備が必要である。**



#### 取組事項

C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備※

K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用

**L) 二次被害防止のための迅速かつ効率的な応急対策の実効性確保に関する取組み**

M) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

N) BCP(業務継続計画)に関する事項

O) 生活再建及び社会経済活動の回復のための**取組み**

P) 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

Q) 適切な土地利用の促進

赤文字：第3期変更内容

橙文字：ハード対策

緑文字：ソフト対策

※：複数の課題項目に関連する取組事項

## 4. 第3期の目標達成に向けた課題

〈目標〉 社会経済被害の最小化  
～洪水を河川内で安全に流す取組～

### 課題 ④河川管理施設の整備に関する事項

- 堤防高や堤防断面の不足、河道の河積不足による流下能力向上が必要な箇所や、浸透対策が必要な箇所では、水害の発生に対してリスクが高い。
- 氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する必要がある。



### 取組事項

- A) 洪水を河川内で安全に流す対策
- B) 危機管理型ハード対策

赤文字：第3期変更内容  
橙文字：ハード対策  
緑文字：ソフト対策  
※：複数の課題項目に関連する取組事項

# 5. 第3期の取組項目案

## 主な取組方針ハード対策

### A) 洪水を河川内で安全に流す対策

⇒1.洪水を河川内で安全に流す対策

### B) 危機管理型ハード対策

⇒2.危機管理型ハード対策

### C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ⇒3.雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備
- ⇒4.簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置
- ⇒5.河川防災ステーションや水防拠点の整備
- ⇒6.水防活動を支援するための水防資機材等の配備
- ⇒7.庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化
- ⇒8.対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
- ⇒9.排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策

第3期では、取組の進捗状況を踏まえて57項目の見直しを行い、1項目を削除・統合するとともに、「減災のための目標」の修正にあわせて新たに4項目を追加する。

## 主な取組方針ソフト対策

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

#### D) 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知

- ⇒10.河川氾濫時の浸水深や避難所等の周知 (※)
- ⇒11.越水開始予測情報の提供
- ⇒12.自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供
- ⇒13.立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供

#### E) 避難計画、情報伝達方法等の改善

- ⇒14.洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
- ⇒15.住民等への情報伝達方法の改善 (※)
- ⇒16.市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- ⇒17.リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信
- ⇒18.避難指示等の発令基準の改善
- ⇒19.避難場所・避難経路の再確認と改善
- ⇒20.避難誘導體制の充実
- ⇒21.要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進

#### F) 企業防災等に関する事項

- ⇒22.不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進
- ⇒23.大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進

#### G) 広域避難に関する周知及び多機関連携の実施

- ⇒24.想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
- ⇒25.氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定
- ⇒26.広域避難のための避難場所の確保
- ⇒27.広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知

# 5. 第3期の取組項目案

## 主な取組方針ソフト対策

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

#### ■ H) 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ⇒28.避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
- ⇒29.タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ⇒30.気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

#### ■ I) 住民の行動変容を促すための防災教育や防災知識の普及

- ⇒31.水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置
- ⇒32.地域防災力の向上のための人材育成
- ⇒33.共助の仕組みの強化
- ⇒34.マスメディアとの連携強化による住民の行動変容の促進 (追)
- ⇒35.水防災に関する説明会や避難訓練の開催
- ⇒36.教員を対象とした講習会の実施
- ⇒37.小中学生を対象とした防災教育の実施
- ⇒38.水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知

### ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

#### ■ J) より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- ⇒39.河川水位等に係る情報提供
- ⇒40.河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し
- ⇒41.水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築
- ⇒42.効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供
- ⇒43.水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施
- ⇒44.水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- ⇒45.水防団同士との連絡体制の確保等による水防体制の強化
- ⇒46.関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施
- ⇒47.水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進
- ⇒48.地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
- ⇒49.庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化

### ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

#### ■ K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用

- ⇒50.氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置

#### ■ L) 二次被害防止のための迅速かつ効率的な応急対策の実効性確保に関する取組

- ⇒51.先発の自然災害による被災エリア全体のリスク把握 (追)
- ⇒52.TEC-FORCEの派遣要請を想定した受援計画の策定 (追)

#### ■ M) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- ⇒53.関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ⇒54.関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施

#### ■ N) BCP(業務継続計画)に関する事項

- ⇒55.水害時に行政機能を維持するBCPの策定
- ⇒56.水害に対応した企業BCP策定への支援

#### ■ O) 生活再建及び社会経済活動の回復のための取組み

- ⇒57.生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用
- ⇒58.災害関連死を防ぐための取組み (追)

#### ■ P) 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

- ⇒59.水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援

#### ■ Q) 適切な土地利用の促進

- ⇒60.適切な土地利用の促進 (※)

## 6. 第3期取組項目の新規追加・主な変更内容

### ■ 新規追加

- No.34 **マスメディア**との連携強化による住民の行動変容の促進 ※多様な機関との連携
- No.51 先発の自然災害による被災エリア全体のリスク把握 ※複合災害への対応
- No.52 TEC-FORCEの派遣要請を想定した受援計画の策定 ※複合災害への対応
- No.58 災害関連死を防ぐための取組み ※被災者支援の充実

### ■ 主な内容の追加

- No.15 住民等への情報伝達方法の改善 ※多様な機関との連携  
【都県・国】【市区町】
  - ・**一斉送信システムの導入等**によるマスメディア(テレビ、ラジオ等)を活用した情報提供のための体制の整備
- No.60 適切な土地利用の促進 ※その他  
【都県】【市区町】
  - ・立地適正化計画における防災指針等の、災害リスクを考慮した土地利用を促進する防災まちづくりに関する計画の策定

### ■ 変更

- 旧No.5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布 ⇒ No.15と統合  
※住民等への情報伝達に関する手段や機器、体制の整備に関する取組みとしてまとめるため
- 旧No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 ⇒ 主な内容と具体的取組を整理  
※災害リスクの周知に係る一つ的手段として「まるごとまちごとハザードマップ」を位置づけるため